

令和7年度第1回やない市民活動センター評価委員会会議次第

日 時：令和7年8月19日（火）

午後3時00分から

場 所：みどりが丘図書館 スタジオ2

1 開会

2 評価委員紹介

3 やない市民活動センター評価委員会について

4 委員長・副委員長の選出について

5 議事

(1) 令和7年度やない市民活動センター運営状況報告について

ア 登録団体数、退会団体、新規登録団体等

イ 利用件数の状況

(2) 令和7年度やない市民活動センターの活動について

ア 市民活動講座

イ 交柳プラスの発刊

ウ 市民活動の日

エ 市民活動フェスタ 2025 in MIDORIGAOKA

(3) やない市民活動センター年間行事計画について

6 その他

7 閉会

やない市民活動センター評価委員会名簿

評価委員（任期：令和7年7月30日～令和9年7月29日）

氏名	所属・役職	備考
おおの しげのり 大野 重則	柳井桜土手を守る会 会長	
かわしま たかし 川嶋 隆志	柳井混声合唱団 団長	
きもと けいこ 木本 敬子	図書館でボランティア活動をする会 副会長	
たかさき みのる 高崎 稔	柳井市観光ボランティアの会 監査	
ひがき けいこ 桧垣 圭子	やない自遊倶楽部 代表	
ひろた ひろこ 弘田 裕子	豊笑家倶楽部 代表	
みと じゅんこ 三戸 純子	こそだてネットワーク柳井 代表	
よしみつ さとえ 吉光 智恵	たんぼぼの会 会長	

五十音順、敬称略

職員

氏名	所属・役職	備考
ふじむら ひであき 藤村 英明	総合政策部 部長	
もりた さとる 守田 訓	地域づくり推進課 課長	
あさはら ゆうじ 浅原 雄二	地域づくり推進課 課長補佐	
みやもと たろう 宮本 太郎	地域づくり推進課 主幹	
じょう ゆきこ 城 由紀子	やない市民活動センター 相談員	
あさみ のりあき 浅海 範明	やない市民活動センター 相談員	
つくだ はるか 佃 春佳	やない市民活動センター 相談員	

(1) 令和7年度やない市民活動センター運営状況報告について

ア 登録団体数、退会団体、新規登録団体等

・利用登録数 105団体1個人(令和7年7月31日現在)

※団体一覧(別紙1 P.6)

・令和6年度退会団体・・・・・・9団体1個人

柳井少年少女合唱団

柳井市母子寡婦福祉連合会

サンサンフラミンゴ

芸林長寿会

栽景・BONSAI

北京JAC

元祖川柳を学ぶ会

レッツダンスクラブ

サンワーク

水野 一

・令和6年度新規登録団体・・・・・・6団体

ひまわりの種

図書館でボランティア活動をする会

柳井川柳会

山口県教育会柳井支部

Wind&Sky

なぎの会

・令和7年度新規登録団体(7月31日現在)・・・・・・4団体

BeGood

小農の里山づくり

僧月性顕彰会

特定非営利活動法人アラ・モード

エ 市民活動フェスタ2025 in MIDORIGAOKA について

- ・開催日 11月1日(土)、2日(日)
- ・会場 みどりが丘図書館スタジオ2・3・お話の部屋
ストーンマーケット翠が丘公園
- ・説明会 7月20日(日)、8月10日(日) 文化福社会館多目的ルーム
- ・参加受付 8月20日(水) 締切

(3) 令和7年度やない市民活動センター年間行事（予定を含む）

月	市民活動講座・ 交流会・フェスタ等	交柳 プラス	評価 委員会	備考 (その他)
4月				
5月	第1回市民活動講座 (5/10) 県民活動ネットワーク会議 (5/27) 災害時できるかも大交流会 (5/30)	76号		
6月				
7月	柳井地区コミュニティ連絡協議会 (7/4) 市民活動フェスタ説明会 (7/20)	77号		
8月	市民活動フェスタ説明会 (7/10) 利用登録団体ポスター展示 (8/13・14) 第2回市民活動講座 (8/30)		第1回	
9月	第3回市民活動講座 (9/13) 昔の写真鑑定会 (9/20) 第4回市民活動講座 (9/15・27) (シリーズ開催 4回) 第1回フェスタ企画検討会議 (未定)	78号		
10月	第4回市民活動講座 (10/4・10) 第2回フェスタ企画検討会議 (未定)			図書館特別整理期間 (10/1~3)
11月	市民活動フェスタ 2025in MIDORIGAOKA (11/1・2)	79号		市民活動の日中止 (11/10)
12月	第5回市民活動講座 (予定)			閉館 (12/28~)
1月	第6回市民活動講座 (予定)	80号		開館 (1/6~)
2月	第7回市民活動講座 (予定/きらめき財団相談会)			
3月		81号	第2回 (下旬)	利用登録更新手続

別紙1

活動分野	団体 番号	団 体 名
①保健・医療・福祉の増進	27	柳井市老人クラブ連合会
	31	特定非営利活動法人つばさ
	84	WAKUWAKUライフ
	116	シュワッチ
	178	特定非営利活動法人キセキ みなくるはうす柳井
	186	音訳しらかべの会
②社会教育の推進	46	柳井友の会
	72	伊保庄童謡・ハンドベルの会
	187	琴石サラブレッドパーク
③まちづくりの推進	6	豊笑家倶楽部
	32	柳井桜土手を守る会
	41	柳北地区コミュニティ協議会
	55	柳井市白壁の町並みを守る会
	59	山口県巖島会柳井地方支部
	77	しあわせ花の会
	86	柳井にっぽん晴れ街道協議会
	133	新庄花とみどりの会
	141	柳井平郡人会
	151	ふるさと維新ＹＹプロジェクト
	162	中開作ふれあい文化センター運営委員会
	170	YAP風鈴亭
	171	きょういく（今日行）TOKORO
	179	瀬戸側壮年部会
180	柳東地区コミュニティ協議会	
④観光の振興	30	柳井縞の会
	35	やない自遊倶楽部
	96	柳井市観光ボランティアの会
	119	山口県東部海域にエコツーリズムを推進する会
	190	柳井市茶道連盟
	148	柳井白壁楽援隊
⑤農山村・中山間地域の 振興	29	柳井ふれあい森の会
	167	琴石グリーン村
	189	ひづみ協力隊
⑥学術・文化・芸術 ・スポーツの振興	3	ダンデライオン
	8	字游の会
	20	柳井市水泳連盟

	42	やないスイミングクラブスポーツ少年団
	58	柳井混声合唱団
	60	やない西蔵ギャラリー協議会
	64	柳井書道協会
	65	柳井盆栽水石会
	69	ブランニューフォース
	71	大正琴 柳月会（柳井地区）
	75	柳井スキ-クラブ
	80	阿月神明祭顕彰会
	81	m a a m s w e e t s （個人）
	83	伊陸天神祭奉賛会
	94	こちゃママ
	99	公益社団法人 日本水彩画会 柳井支部
	103	アンサンブル Fly
	104	柳井JBCスポーツ少年団
	129	柳眉会
	130	和紙ちぎり絵柳井サークル
	139	柳井朗読劇「おてがみ」
	144	柳井ソフトテニス協会
	146	柳井市剣道連盟
	149	陶芸クラブ「八幡窯」
	163	ウインドミルフィルハーモニー管弦楽団
	156	やない独歩クラブ
	166	仙崎一座
	172	特定非営利活動法人柳井芸術文化振興
	192	伊陸歴史会
	193	いぬいとみこの会
	196	柳井川柳会
	197	山口県教育会柳井支部
	198	Wind & Sky
	199	なぎの会
	200	Be Good
	201	小農の里山づくり
	202	月性顕彰会
	203	特定非営利活動法人アラ・モード
⑦環境の保全	4	柳美実践クラブ
	36	竹林ボランティア柳井
⑧災害救援	134	柳井市防災士会

⑨地域安全	47	柳北地区防犯連絡協議会
	90	柳井保護区保護司会
	168	阿月防災アドバイザー会
	182	YGK柳井減災普及研究会
⑩人権の擁護又は 平和の推進	109	やない平和を語る会
⑫男女共同参画社会の 形成の推進	82	柳井市連合婦人会
⑬子どもの健全育成	22	新庄少年剣道育成会
	23	こそだてネットワーク柳井
	24	(一社)倫理研究所家庭倫理の会岩国市柳井支部
	28	Seed s
	45	周東FC
	113	発達障害支援サークル 星の子
	123	夢・すこやか☆老いも若きも子ども食堂
	135	柳井市子ども会育成連絡協議会
	142	CMA
	145	ひづみ子ども会育成会
	152	ごはんを多幸会
	165	おはなしサークル ことこと
	175	琴石将棋クラブ
	181	やないしらかべ「絆」ねっとわ-く
	191	ともそい
	194	ひまわりの種
195	図書館でボランティア活動をする会	
⑱消費者の保護	78	柳井市消費生活研究会
⑲1から18までの各分野 の活動団体の運営又は 活動に関する連絡、助 言、援助(市民活動団体 の支援)	183	YAP
⑳その他	25	柳井市更生保護女性会
	49	柳井UJIターンの会
	98	大自然のお陰さま
	169	猫幸の家
	185	柳井管内公立学校退職教頭会

別紙2 やない市民活動センター 令和7年度 第1回市民活動講座 報告書

事業名	まるわかり！クラウドファンディング講座		
日時	令和7年5月10日（土）10時～11時30分		
場所	みどりが丘図書館 スタジオ2	担当者	宮本・城・浅海・佃
講師	柿沼 瑞穂 氏（日本ファンドレイジング協会中国チャプター）		
参加者数	7人（2団体2名、一般5名）		
概要 及び 内容	<p>1) 講座内容</p> <p>○クラウドファンディングの基礎知識について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動におけるファンドレイジングでは、寄付をした人が直接利益を得るわけではなく、活動（プロジェクト）に賛同して寄付をするもの ・共感型付加価値に対して寄付を募るのが市民活動のクラウドファンディング ・活動全体ではなく活動の一部（一企画）に対しての寄付を募ることが重要 ・運営会社によって特色が異なるため適切な会社を選ぶことが重要 ・クラウドファンディング起案は資金調達だけでなく、周知を図ったり（活動のファンを増やす）、団体としての活動実績になったりするメリットがある <p>○クラウドファンディングを起案、実施するにあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつ、だれと行ったプロジェクトを実行するか明確に決める ・寄付者の見込みリストの作成や、期間中のサイト更新のためのデータ用意、知人への事前告知など、クラウドファンディング開始前の準備が重要 ・実施期間の最初にある程度の寄付を集められるとプロジェクト達成率が高い ・市民活動におけるクラウドファンディングにおいては、活動目的の根本にある社会課題の解決も訴えかけると良い <p>2) 質問 2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金調達に注力するあまり、本来の目的から活動内容がずれてしまったような事例はあるか？ <p>→老人支援施設併設の子ども食堂が資金調達を重視し本来の活動目的から離れてしまった事例などがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の寄付に対するリターンお金をかけてしっかりしたものを用意しないといけないのか 		

	→市民活動に寄付をする人は、団体の活動そのものに賛同してお金をだすので、リターンはお礼メッセージや活動の報告などお金のかからないものもよい
気づき等	<ul style="list-style-type: none"> ・何か企画や事業を達成したいという目的を持った参加者が集まり、基礎知識から実践の道筋まで具体的に学ぶことが出来た。 ・講師自身の経験談を交え、市民活動のためのクラウドファンディング達成のノウハウを講演いただけた。 ・満足度の高い講座であった
準備物	・プロジェクター・スクリーン・マイク・演台

令和7年度 第1回市民活動講座

まるわかり！

クラウドファンディング講座

クラウドファンディングって何？
どうやってやるの？
どんなメリットがある？
プロジェクト達成のコツとは？

クラウドファンディング
(クラファン) を活用して
活動の幅を広げませんか？

2025

5/10 (土)

10:00~11:30

参加料
無料

みどりが丘図書館スタジオ2

対象：やない市民活動センター登録団体、市民活動に興味のある人

定員：10団体程度

締切：4/4(金)~5/3(土) (要申込)

主催：やない市民活動センター

講師 日本ファンドレイジング協会中国チャプター

柿沼 瑞穂 氏



1971年群馬県生まれ。大学院在学中、青年海外協力隊に参加し、ザンビア共和国にて3年間、農村部の生活向上を図る農業や洋裁プロジェクトなどに従事する。その後、ODA国際協力機関、東京農工大学産学連携センターにて勤務。その後、(公財)オイスカにて開発途上国の青年への研修を担当する。寄付や支援者を募る部署に異動したことを機にファンドレイジングを学び、実践を開始する。

2018年より山口県へ移住し、英会話教室をしながら、地域のボランティア活動をおこなっている。

主な資格：認定ファンドレイザー、多文化共生マネージャー
所属：日本ファンドレイジング協会中国チャプター 研修担当、小郡みんな食堂実行委員会 事務局長、山口トップランナープロジェクト代表、やまぐちグローバルネット 代表、青年海外協力隊山口県OB会 コーディネーター、SDGSワークス 事務局長



申込み・問合せ やない市民活動センター TEL0820-25-3535

やない市民活動センター評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 やない市民活動センター（以下「センター」という。）について、効果的かつ効率的な管理運営を推進し、市民サービスの一層の向上を図るため、やない市民活動センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 評価委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) センターの管理運営に関し、利用者から意見等を聴取し、客観的な評価を行うこと。
- (2) センターの管理運営に関し、課題の解決及び改善すべき事項について、助言を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項を調査し、及び審議すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、3人以内の委員は、公募により選任するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 評価委員会には、副委員長を置くことができる。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 評価委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、公開することによって、非公開情報（柳井市の保有す

る情報の公開及び説明責任に関する条例（平成17年柳井市条例第18号）第6条に規定する公開しないことができる公文書をいう。）が公になる場合は、非公開とすることができる。

（庶務）

第7条 評価委員会の庶務は、総合政策部地域づくり課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月5日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。